

---

名古屋駅地区  
広告付歩行者案内板の設置・運営事業  
募集要項

---

2021 年 6 月  
名古屋駅地区街づくり協議会



## <目 次>

|                        |          |
|------------------------|----------|
| <b>1. 募集の概要</b>        | <b>1</b> |
| (1) 目的                 | 1        |
| (2) 名称                 | 1        |
| (3) 主催者                | 1        |
| (4) 担当部署及び問合わせ先        | 1        |
| (5) 受付時間               | 1        |
| (6) 日程                 | 2        |
| <b>2. 事業内容</b>         | <b>3</b> |
| (1) 事業概要               | 3        |
| (2) 維持管理について           | 3        |
| (3) 事業期間（協定期間）         | 3        |
| (4) 設置場所・対象区域          | 3        |
| <b>3. 応募資格</b>         | <b>4</b> |
| <b>4. 提案にあたっての留意事項</b> | <b>5</b> |
| (1) 募集要項の承諾            | 5        |
| (2) 費用負担等の考え方          | 5        |
| (3) 応募内容の変更禁止          | 5        |
| (4) 虚偽の記載をした場合等の取扱い    | 5        |
| (5) 追加資料の提出            | 5        |
| (6) 応募の辞退              | 5        |
| (7) 応募書類の取扱い           | 5        |
| (8) 法令等の順守             | 5        |
| <b>5. 申込方法</b>         | <b>6</b> |
| (1) 提出書類               | 6        |
| (2) 提出部数               | 6        |
| (3) 説明会の開催について         | 7        |
| (4) 質問事項の受付及び回答方法      | 7        |
| (5) 提出場所               | 7        |
| (6) 提出方法               | 7        |

|                         |           |
|-------------------------|-----------|
| <b>6. 審査の手続及び候補者の選定</b> | <b>8</b>  |
| (1) ヒアリング審査の実施          | 8         |
| (2) 事業パートナーの候補者の選定      | 8         |
| (3) ヒアリング審査及び選定結果の公表時期  | 9         |
| (4) 評価者                 | 9         |
| <b>7. その他</b>           | <b>10</b> |

## 1. 募集の概要

### (1) 目的

『名古屋駅地区 広告付歩行者案内板の設置・運営事業』の事業者募集は、名古屋駅地区の主要な集客施設、及び交差点付近において、広告付歩行者案内板を整備することにより、来訪者への街の情報を発信し、街での行動の利便性の向上を図るとともに、案内板の適切な維持管理を図ることを目的としています。

また、広告付きの歩行者案内板とすることで、広告事業によって事業者による案内板の設置及び管理運営を可能とし、さらには名古屋地区街づくり協議会（以下、「協議会」とする）が実施するエリアマネジメント事業に必要な資金の一部を確保し、名古屋駅地区での持続的なまちづくり活動を実現することを目的としています。

### (2) 名称

この募集の名称は、「名古屋駅地区 広告付歩行者案内板の設置・運営事業に係る事業パートナー募集」とします。

### (3) 主催者

この募集は協議会が主催します。

### (4) 担当部署及び問い合わせ先

名古屋駅地区街づくり協議会 事務局

住所：名古屋市中村区名駅 4-7-1 東和不動産(株)内

電話：070-6588-7505 （直通）

メールアドレス：office@nagoyaeki.org

担当：佐伯 恵

### (5) 受付時間

応募書類の受付を含め、すべての事務取扱は 9 時 00 分～17 時 00 分（正午から 13 時 00 分を除く）までとします。ただし、土日祝日は除きます。

## (6) 日程

- |                |                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①募集要項の公表・配布    | 2021 年 6 月 22 日 (火)<br>当協議会ウェブサイトからダウンロードできます<br>↓                |
| ②参加希望届・質問書の受付  | 2021 年 6 月 22 日 (火) ～2021 年 7 月 2 日 (金) 迄<br>↓                    |
| ③参加希望者への質問書の回答 | 2021 年 7 月 9 日 (金) 頃<br>↓                                         |
| ④応募書類の提出期限     | 2021 年 7 月 21 日 (水)<br>↓                                          |
| ④事業者選定委員会      | 1) 書類審査 : 2021 年 7 月 30 日 (金)<br>2) 面接審査 : 2021 年 8 月 16 日 (月) 予定 |
| ⑤選考結果の公表       | 2020 年 8 月 20 日 (金) ※予定<br>↓                                      |
| ⑥協定の締結         | 2021 年 9 月～10 月※予定                                                |

## 2. 事業内容

### (1) 事業概要

本事業は、協定の締結後速やかに8基以上を国家戦略道路占用事業の適用区域内の歩道空間に広告付歩行者案内板の設置を行い、設置後、案内板の維持管理を行うとともに、協議会が実施するエリアマネジメントに資する取組を支援するものです。

広告付歩行者案内板の設置場所、基数、デザイン、機能などについては、事業パートナーにおいて、別添「事業条件書」の内容を踏まえた上で、名古屋駅地区への訪問者に対する案内を行うための、効率的で効果的な提案を行ってください。事業パートナー決定後、提案を踏まえ、協議会が道路管理者および交通管理者と協議・調整を行ったのちに、協議会と事業パートナーとの協議により具体的な実施内容を協定書により決定するものとします。

### (2) 維持管理について

本事業では、案内板に添加する広告物による広告料を財源として、案内板の整備及び維持管理を実施するものとします。

案内板の設置、破損、汚損等による復旧等、すべての設置及び維持管理（年1回程度の地図面の更新を含む）に係ることは事業パートナーが行うものとし、費用については、事業パートナーの負担とします。

### (3) 事業期間（協定期間）

ア 事業期間は基本協定の締結から2028年3月末日（名古屋駅前整備工事終了年度）を予定しています。なお、名古屋駅前整備工事期間が変更となった場合は、事業者との協議により事業期間を見直すことがあります。ただし、道路占用許可及び道路使用許可が下りることが条件となります。

イ 事業期間が満了した場合は、事業パートナーにて本事業において整備した案内板を撤去し、原状復旧を行ってください。ただし、その他の方法を協議会及び道路管理者が認める場合はこの限りではありません。

### (4) 設置場所・対象区域

原則として、協議会が指定する場所への設置を前提としていますが、その他名古屋駅地区に訪れる人々にとって有益と考えられる場所への設置の提案を妨げるものではありません。

ただし、国家戦略道路占用事業の適用区域内に限定するものとします。

国家戦略道路占用事業の適用区域は、別添「事業条件書」をご確認ください。

その他の事項に関しては、同様に別添「事業条件書」を参照してください。

### 3. 応募資格

本事業は、協議会が主催するものの、名古屋駅地区周辺のまちづくりの主要な取組であり、非常に公益性の高い事業です。このことを踏まえ、本事業に応募する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要です。

なお、複数の個人又は法人が一つのグループを組んで応募することも可能です。その場合、グループの全構成員が、全ての要件を満たしていることが必要になります。

- ❶ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ❷ 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ❸ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ❹ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ❺ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本事業に応募しようとする者でないこと。
- ❻ 本事業の公告日から事業者選定までの間に、名古屋市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。名古屋市の競争参加資格を有しない者にあつては、本事業の公告日から事業者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ❼ 本事業の公告日から事業者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 1 月 29 日付け 19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
- ❽ 国・県・市町村税を滞納していないものであること（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）。



## 4. 提案にあたっての留意事項

### (1) 募集要項の承諾

本事業の募集要項の記載内容を承諾した上で、提案書を提出してください。

### (2) 費用負担等の考え方

提案事業者が提案する内容、設置、管理運営等に必要となる費用等については、全て提案事業者の負担によるものとします。

### (3) 応募内容の変更禁止

応募書類の提出後に、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、パートナー事業者決定後、交通安全上支障となることや設置場所の地先権利者の理解が得られないことなど、やむを得ない場合は、協議会等との協議の上、設置場所及び設置基数等の内容を変更することがあります。

### (4) 虚偽の記載をした場合等の取扱い

応募書類に虚偽の記載があった場合又は不正な行為を行った場合は、失格とします。

### (5) 追加資料の提出

協議会が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

### (6) 応募の辞退

応募書類の提出後に辞退する場合は、申請・応募書類の受付締切期限までに辞退届（様式任意）を提出してください。この場合、既に提出された応募書類の返却は行いません。

### (7) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

また、応募書類は原則非公開とします。

### (8) 法令等の順守

提案内容については、各種法令等に従ったものとしてください。

## 5. 申込方法

### (1) 参加希望届

当該事業に参画を希望する場合は、様式 8「参加希望届」を 7 月 2 日までに提出してください。

参加希望届を提出されていない応募者は、提出書類を提出することはできません。なお、参加希望届提出後、参加を辞退しても一切の不利益はありません。

グループで応募する場合、構成団体のいずれかの団体が参加希望届を提出していれば提出書類を提出することができます。

### (2) 提出書類

ア 様式 1「誓約書」(単独提案)用または(グループ提案)用

イ 様式 2「法人の概要」

※複数の法人が共同し提案を行う場合、下記のイ～エ、キ、クについては、構成員全員について提出をしてください。

ウ 様式 3「類似事業実績」

※その他、必要に応じて資料の追加提出を依頼することがあります。

エ 様式 4「財務諸表(損益計算書及び貸借対照表等、直近 3 ヶ年分)」

※株式会社でない法人については、準じた財務諸表

オ 様式 5「『名古屋駅地区広告付歩行者案内板の設置・運営事業』に関する提案書」

※企画提案書の作成にあたっては、別添「様式 5-1～様式 5-6」に従って作成してください。

カ 様式 6「納付金価額提案書」

※その他、必要に応じて資料の追加提出を依頼することがあります。

キ 登記簿謄本(直近 3 ヶ月以内に取得したもの)

ク 納税証明書(国・県・市町村税)

### (2) 提出部数

ア 持参による提出

A4 縦長左綴じで、正本(1部)はホッチキス留めとし、副本(5部)はクリップ留めとして、合計 5 部作成してください。

※副本は、事業者名が特定できるような部分を黒塗りしてください。

#### イ メールによる提出

下記のメールアドレスへ全ての書類を提出してください。

ファイルの容量は、5MBとしてください。5MBを超える場合は、その旨を事前に連絡してください。

E-Mail : office@nagoyaeki.org

### (3) 質問事項の受付及び回答方法

#### ア 質問受付期間

2021年6月22日(火)～7月2日(金)まで

質問受付時間は、9時00分～17時00分(正午から13時00分を除く)

#### イ 受付方法

質問票(様式7)に質問事項を記入のうえ、1.(4)に記載の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。

※電話やファックスでの質問は受け付けておりません。

#### ウ 質問回答期限

2012年7月9日(金)

#### エ その他

質問には、参加希望者にメールにて回答いたします。また、回答において条件書の変更等を行う場合がありますので、応募にあたっては必ず事前にご確認ください。

・協議会公式ウェブサイト ([http:// http://www.nagoyaeki.org/](http://http://www.nagoyaeki.org/))

### (4) 提出場所

「1.(4) 担当部署及び問合わせ先」に同じです。

### (5) 提出方法

電子メールもしくは持参とします。

- ・提出期間 2021年6月22日(火)～2021年7月21日(水)(土日祝日を除く)
- ・持参受付時間 9時00分～17時00分(正午から13時00分を除く)
- ・電子メールにて提出される場合、容量によっては受信できかねる場合があります。

## 6. 審査の手続及び候補者の選定

提案書等の審査は、協議会、及び協議会が指名する有識者で構成する「事業者選定委員会」を組織し、その事業者選定委員会においてヒアリングを実施し、審査及び選定を行います。

選定結果の通知は全ての応募者に個別に行います。なお、選定された事業者名などを協議会公式ウェブサイトで公表します。

### (1) ヒアリング審査の実施

提出された提案書等に基づき、提案者のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施します。審査時間は1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度）を予定しておりますが、実施にあたっての詳細は、各提案者に別途お知らせします。

なお、ヒアリング審査にあたっては、「事業者選定基準及び配点」に従い審査を実施します。

### (2) 事業パートナーの候補者の選定

ア 提出された提案書及びヒアリング内容等を審査し、最も優れている提案者を事業パートナーの候補者として、協定締結に向けた手続きを行います。

イ 審査にはあらかじめ最低基準点を定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から候補者を選定します。

ウ 候補者との協定締結に至らなかった場合は、次順位の提案者を新たな候補者として手続を行うものとします。候補者が協定の相手方として決定される前に指名停止（名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は協定締結前に排除措置を受けた場合も同様とします。

エ 提案者が1者であっても、本公募は成立するものとしますが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、候補者として選定いたしません。

オ 本要項に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した提案書等は審査しません。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができます。

（ア）通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（土曜日・日曜日・祝日を除く）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができます。

（イ）（ア）に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行います。

### (3) ヒアリング審査及び選定結果の公表時期

提案に対するヒアリング審査及び選定結果公表の時期は下記の通りとします。

ア ヒアリング審査：2021年8月16日（月）（予定）

イ 選定結果公表：2021年8月20日（金）（予定）

### (4) 評価者

評価者は、協議会の主要メンバー、及び協議会が指名する有識者とし、提案を行う者は、本事業の公告日から選定結果の公表日までの間、本件について、評価者への接触を禁止します。

- |        |               |              |
|--------|---------------|--------------|
| ・嶋尾 太郎 | 名古屋駅地区街づくり協議会 | にぎわい創出委員長    |
| ・竹内 昭広 | 〃             | にぎわい創出委員会 委員 |
| ・湯田 晃久 | 〃             | にぎわい創出委員会 委員 |
| ・渡辺 英一 | 〃             | にぎわい創出委員会 委員 |
| ・岸田 晃彦 | 名古屋駅地区街づくり協議会 | 事務局長         |

## 7. その他

提案事業の遂行に関し、疑義が生じた場合は協議会及び選定事業者は誠意をもって協議するものとします。